

## 用語等の解説

### ○原子炉の廃止措置

原子炉等規制法に定められている、原子炉の廃止に伴い実施すべき、放射性物質による汚染の除去、施設の解体、汚染された物の廃棄、核燃料の譲渡し等の措置

### ○廃止措置計画（変更）認可申請書

廃止措置の計画について、原子力規制委員会の認可を受けるための申請書

### ○放射性物質による汚染

機器やタンク、配管等の内面に放射性物質が付着していること

### ○保安規定

発電所で実施する運用管理を定めたものであり、廃止措置の実施にあたって、その運用管理の方法を追加し、原子力規制委員会の認可を受ける

### ○放射線管理区域

放射性物質による汚染の可能性がある設備を設置している区域のことで、作業員の出入管理や被ばく管理を行うために設定している

### ○低線量設備解体撤去

汚染状況の調査により、汚染のレベルが比較的低いことが確認された設備の解体撤去

### ○原子炉容器等の安全貯蔵

放射能レベルが比較的高い、原子炉容器や蒸気発生器等を原子炉格納容器内で安全に貯蔵し、放射能を自然に減少（減衰）させること

以 上